

支払調書の発行 事例まとめ

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

支払調書とは？源泉徴収票との違い

支払調書は、企業等がフリーランスへの報酬など特定の支払いを行った際に、税務署へ提出する法定調書です。「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」が代表例で、年間支払額や源泉徴収税額を記載します。

似た書類に「源泉徴収票」がありますが、これは給与所得者（従業員）に対して発行されるものです。支払調書には**支払先への交付義務がなく、税務署への提出義務のみ**である点です。

支払調書の提出が義務となるケース

税務署へ支払調書の提出が義務となるのは、所得税法で定める報酬・料金が対象です。原則、同一人への年間支払額が基準（多くは**年間5万円超**）を超える場合に必要です。基準額は報酬の種類によって異なります。

- ・弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士などへの報酬
- ・講演料、通訳料、スポーツ選手やモデルへの報酬、外交員報酬など
- ・デザイナー、イラストレーター、ライター、翻訳家、プログラマーなどへの外注費

ただし、以下のように異なる基準が設けられているものもあります。

社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	馬主が受ける競馬の賞金	広告宣伝のための賞金
年間 50万円 超	1回の支払いが 75万円 超	年間 50万円 超

税制は改正される可能性もあるため、支払調書の作成・提出にあたっては、必ず**国税庁のウェブサイト**や最新の「法定調書の作成と提出の手引」で**正確な情報を確認**するようにしてください。

支払調書の作成・記入のポイント

支払調書を作成する際は、以下の点に注意しましょう。

マイナンバーの記載	税務署提出用には支払先・支払者双方の記載が原則必要です。個人番号の管理には注意が必要です。
最新情報の確認	国税庁が発行する「法定調書の作成と提出の手引」で、最新の様式や記載方法を必ず確認してください。
金額の集計	<ul style="list-style-type: none">原則として消費税込みの金額を記載します（請求書で区分あれば税抜も可）。年末時点で未払いでも、支払確定分はその年の支払額に含めて集計します。
控えの作成	税務署提出用とは別に、支払先からの交付依頼に備えて控えを作成しておくともスムーズです。

